

別記様式第二号(国民年金法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十一年厚生省令第二十三号)附則第十項)

国民年金		年金額改定票	
(国民年金法の一部を改正する法律(昭和41年法律第92号)附則第2条による。)			
国民年金証書 の記号番号		受給権者の氏名	
改定後の年金 額	金 円	改定後の年金の 支給開始年月	昭和 42 年 1 月

社 会 保 険 庁

(この票は、国民年金証書の表面左上に必ずはつておいて下さい。)